

## 「土地・空間マネジメントのためのデジタルインフラの整備の進め方（論点整理）」をまとめるにあたって関係者と議論した点についての補足資料

一般財団法人土地総合研究所 専務理事 佐々木 晶二  
ささき しょうじ

赤井厚雄先生、内田要土地総研理事長の指示のもと、上記論点整理をまとめるにあたって、国土交通省の関係課長などと議論した論点や論点整理の前提にした情報について、本論点整理を将来見返したときの理解を助けるために、補足的に整理をしてきたい。なお、いずれも筆者の個人的な見解であることを申し添える。

### 1. 「I デジタル土地・空間マネジメントを巡る状況認識」について

全国都市計画 GIS データベースについて、国土交通省都市局において、初めて無償、商業利用可の純粋なオープンデータとして、2023年に全国版が提供され、これには土地総合研究所も実作業を担当したところである。また、2024年にはこの都市計画決定 GIS データを含んだ「不動産情報ライブラリ」の運用が開始され、関係方面で「神サイト」と称され評判になっている。いわば、いままでのかけ声だけや対象地域を限定し、または、更新計画が不明な実験的な情報提供から、全国的かつ持続的な公的デジタルインフラの整備が、現実開始され、将来、特に、この2、3年で大きく、進展することが想定される。

このような状況を踏まえると、現時点で、公的なデジタルインフラの整備にあたっての課題や今後とるべき政策の方向性をまとめることは、時宜

にかなったものであり、有益と考えている。

### 2. 「II.1. 土地・空間マネジメントのためのデジタルインフラの再確認」について

デジタルインフラとしては、1. で述べた GIS データに加えて、GIS データと連動する BIM や plateau などの3次元データなどがありうる。

このなかで、ID、いわゆる番号を特定の事物に付番することは、地震などによって緯度経度が変動する我が国において GIS データには常に修正の作業が生じることから、効率的なデータ処理のために必要である。

このうち、土地と建物に付番することは「不動産 ID」としてモデル事業が既に進んでいるが、個人の土地や建物の間に介在し相当の面積を有する道路についても、道路 ID が既に整備が進んでいることから、このパートでは、これをさらに拡張して公共施設の ID を整備して、「不動産や道路を含んだ一体的な ID による空間管理」を、今回、初めて提案している。

また、ID については、補助金や融資などの各種の政策についての横断的な政策評価にも極めて有益であることから、その点も付言している。

### 3. 「Ⅱ 2. (1) デジタルインフラの主要な主体の概念整理」について

このパートでは、通常デジタルインフラを整備する主体としての国・地方公共団体という区分に加えて、国等の指導を受ける公共的団体が実費等の利用料をとりつつ、データの加工・統合、提供を行う「公共的な領域」を注目して提案している。

その背景としては、市民や民間事業者が様々な分野で本格的に活用するための公的なデジタルインフラは、一定の正確性をもって、持続的な更新すること、換言すれば「精度」と「鮮度」が必要となる。しかし、当初の整備については、財政措置もついて効果があがるものの、更新段階となると、新規整備に比べて対外的な効果やアピールが難しくなることから、新規の整備段階に比して、財政措置が円滑に行われないために更新ができず、一度だけつくって死蔵される、という懸念も否定できない。

このため、新規整備をする段階から、更新の仕方など持続的な公的デジタルインフラの仕組みを確立していく必要があると考えた。その1つの対策として、国等の指導を受ける公共的団体が国から整備された公的デジタルインフラの供与を受けた上で、更新業務については、利用料など実費相当額によって費用回収を行って、持続的に実施することを、このパートでは提案している。

### 4. 「Ⅱ 2. (2) 国及び地方公共団体の行政事務の取組み姿勢の転換」について

土地総合研究所として、全国都市計画決定 GIS データベースを整備するために、市町村等から GIS データの提出を依頼して回収作業を行ったが、その際に、当初は、市町村等には、GIS データに不正確な箇所があることを理由として、データ提供、公開に消極的な傾向があった。一方で、デジタルインフラというのは、従来 of 紙の世界とは異なり、積極的に公開し民間事業者にも使っていたきながら、修正を繰り返していくという、方式に転換する必要がある。

このような発想は、デジタル技術を扱う民間事

業者の間では常識になっているものの、行政に無謬性を求める社会風潮とは対立する要素があることは否めない。

このため、このパートでは、「間違っている場所があるかもしれないが、まず、公開して、それから修正していく」という方針で国及び地方公共団体が公的デジタルインフラの整備及び公開を進めることを提言している。

### 5. 「Ⅱ 2. (3) 国と地方公共団体との関係性の見直し」

このパートについても、土地総合研究所が全国都市計画決定 GIS データベースを整備するにあたって、市町村等からのデータ提供について1つ1つの団体ごとに説得する必要があったこと、また、市町村等ごとにデータ整備の形式がバラバラであってデータ統合に多くの作業が必要だったことが背景になっている。

もちろん、市町村団体が地域の実情にあった行政を実施するために国がルールを決めたり個別の関与をすべきではない、という地方分権の理念は理解するものの、公的デジタルインフラを整備するにあたっては、標準製品仕様書などデータ整備のルールを統一するとともに、全市町村等からのデータ提供を確保することが必要であり、これが結果として、市町村等にとっても事務手続きの軽減などのメリットを享受することが可能になる。

このため、このパートでは、公的デジタルインフラを全国統一的に整備するための国としての役割を、法律に位置付けることも含めて提言している。

### 6. 「Ⅱ 2. (4) 担当者が安心してデジタル空間インフラを整備・公開できる制度的枠組や基本的方針の明確化」について

このパートでは、公的デジタルインフラを使った行政対応についての必要な論点を整理している。主な点としては、第一に、デジタルインフラやデジタル技術を使った対応については、「現行法においてもなんとか読めるからそれで対応する」とい

うことではなくて、明確に法律においてデジタル対応の関係規定を整備することを提言している。第二に、個人情報保護、守秘義務など、国及び地方公共団体がデジタルインフラを整備し公表するにあたって躊躇する事項について、法律上の措置を含めて、対応することを求めている。第三に、公的デジタルインフラを公開するにあたっては、利用条件などで不適切な利用を明記して不適切な利用をされないようにしているが、国の安全保障などの障害とならないように、民間利用の障害にならないことを配慮しつつ、必要最小限のルールや関係する罰則規定を提案している。

### 7. 「II.2. (5) 生成AI技術、国産衛星複数運用による衛星データなどの関連情報基盤整備との連動」について

GIS データを整備するにあたっては、現在の技術水準では、紙からのトレース作業が手作業となり多額の費用がかかっている。公的デジタルインフラ整備の背景にある、アナログな課題については、AI 技術の活用など最新技術の活用によって、解決できる可能性がある。国としても、これらの新技術への対応を行うとともに、政府が別途進めている衛星情報の充実とも連携していくことを提言している。

### 8. 「II.2. (6) デジタル空間インフラを現場の行政職員が「普段づかい」できるための技能向上研修」について

GIS データなど公的デジタルインフラを整備することによって、行政職員が首長などの以降を踏まえて、柔軟な政策立案が可能になっている。一方で、現状では、国及び地方公共団体の職員は、GIS データ分析などになれているわけではなく、分析にあたっては外部コンサルタントに分析を依頼しているのが実態である。

このため、このパートでは、QGIS のようなオープンウェアの使い方に行政職員が習熟できるよう、研修を充実することを提言している。

### 9. 「II.2. (7) 総合的かつ実効性のある特別法の検討」について

ここまで述べたとおり、公的デジタルインフラ整備については、多くの事項で法的な対応が必要となる。これを政府全体として整合的に進めるためには、当面は基本的な考え方を政府の公式の文書にまとめるとともに、個別法改正と同時に、地理空間情報活用推進基本法の改正を提案している。

さらに、地理空間情報を超える内容として、空間 ID などを含む場合には、さらに総合的な特別法も議論の対象であることを示している。

### 10. 「II. 特に公的GISデータベースに焦点を絞った論点整理（各論）」

II のパートは、I で述べた公的デジタルインフラについての考え方を、具体的に GIS データに焦点を絞って整理したものである。このため、1. 1) の基本的考え方については、補足すべき情報はほとんど存在しない。

2) の具体的方向の a) に述べている点は、全国都市計画決定 GIS データを整備するにあたって、「国土交通省都市計画課が、都道府県都市計画担当課、市町村都市計画担当課に都市計画決定 GIS データベースを整備する意義について Web 会議などを活用して直接説明し、地方公共団体の協力をいただくことによって、効率的かつ短期間に精度の高い GIS データベースを整備できた」という経験を踏まえて、同様の対応を、他の行政分野でも実施することを提案しているものである。

b) に記載している標準的な整備仕様書案や発注仕様書案を整備することも、国土交通省都市計画課が先行的に実施している点を参考にしている。

h) では、GIS データベースが整備されることにあわせて、都市計画法の関係手続きは重要事項説明などについて、ガイドラインなどでその活用方法を示すとともに、必要に応じて法令上の位置付けを明記することも提案している。

最後に、3) で、今後、公的 GIS データベースとして整備や拡充されることが期待される項目を具

体的に示している。その前提として、現状での GIS データベースの整備状況を別表の列 D で示している。都市計画法関係では多く「2023 年全国データ整備済み」となっているが、これは既述のとおり、国土交通省都市計画課が先行して 2023 年度に全国都市計画決定 GIS データベースを整備したことを示している。一方で、「WebGIS で一定数の市町村が公開中」というのは、市町村ではパソコンなどの画面では閲覧できるが、GIS データそのものは提供していない状況を示しており、市町村が既に関係する項目で GIS データを保有している可能性が高い。この市町村で GIS データが存在する場合には、国が主導的に対応すれば公的な GIS データベースが整備できることが想定されている。この考え方に基づき、3) では、具体的な公的 GIS データベースの整備の進め方について明らかにしている。

## 11. まとめ

本稿は、「土地・空間マネジメントのためのデジタルインフラの整備の進め方（論点整理）」について、新しい論点を付け加えるものではない。ただし、これらの提言をまとめるにあたって前提とした情報や考え方を整理するとともに、行政の関係部局との調整や民間の業界などへの配慮などから、表現が抽象的になっている部分などについて一定の情報を提供することによって、読者にとって本論点整理の理解を深めていただくとともに、公的デジタルインフラの整備が今後着実かつ円滑に進むことを期待している。